

申請者向け

R2年度 特殊車両オンライン申請 システムの改修について (令和3年3月22日～)

令和3年3月12日

関東地方整備局

システム改修のお知らせ (令和3年3月22日より追加される機能)

特殊車両通行許可審査の迅速化に向けて、現行制度における許可要件の緩和や申請続きの簡素化等に対応するため、特殊車両システムの改良を実施します。
システム改修により追加される機能は、次のとおりです。

項番	追加機能名	対象システム				他 許可証等
		申請支援	簡易算定	デジタル 地図	オフライン ツール	
(1)	自動車運搬用セミトレーラの長さ緩和に関する改良	○	○		△注1	運用変更
(2)	ダブル連結トラックの申請に関する改良	○	○			運用変更
(3)	同一型式のトレーラ追加に関する改良					運用変更
(4)	分離道路単車線の算定要領に関する改良	○	○	○		運用変更
(5)	許可書更新時の変更可能項目に関する改良	○				
(6)	未収録道路の経路情報入力機能に関する改良			○		
(7)	通行条件の見直しに関する改良					運用変更

注1は、電子申請書作成システムでのbinデータの読み込みまで可（編集不可）

注3） マークは、2021/3/29より運用開始を予定します。

上記の機能をシステムに追加するため、以下の日程でシステムのメンテナンス作業を実施致します。作業実施中は、システムをご利用できませんので、ご了承ください。

メンテナンス(システム停止期間) : 令和3年3月19日18時00分～3月22日9時00分を予定

システム改修のお知らせ（詳細内容）

今回のシステム改修により追加される機能の詳細については、次頁以降をご確認ください。

（１）自動車運搬用セミトレーラの長さ緩和に関する改良	3
（２）ダブル連結トラックの申請に関する改良	9
（３）同一型式のトレーラ追加に関する改良	15
（４）分離道路單車線の算定要領に関する改良	19
（５）許可書更新時の変更可能項目に関する改良	27
（６）未収録道路の経路情報入力機能に関する改良	32

(1)

自動車運搬用セミトレーラの長さ緩和に関する改良

自動車運搬用セミトレーラ連結車で
車体の後方に自動車をはみ出して積載する車両を申請される方

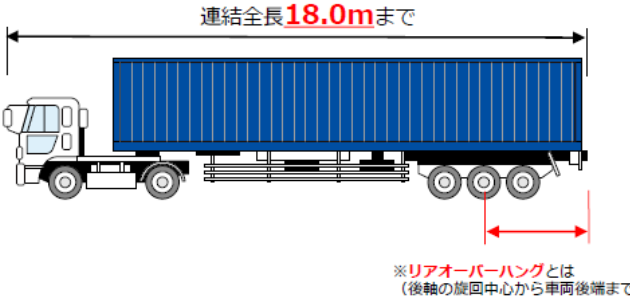
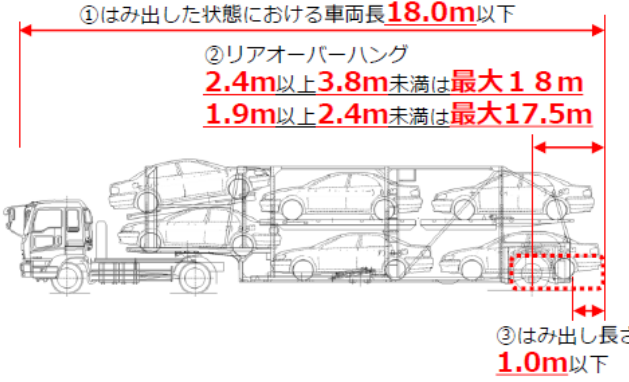
1. 概要説明
2. 対象車両について(はみ出して運搬できる車両諸元)
3. システム改修内容

1. 概要説明

- 平成31年1月29日より適用となった自動車運搬用セミトレーラ連結車の積載貨物の後方はみ出しの緩和について、特殊車両オンライン申請システムでの改修が完了しました。

自動車運搬用セミトレーラ連結車の基準緩和の概要

- 積載物(自動車)をはみ出して運搬するなど自動車運搬用車両の特性を踏まえ、生産性の向上や働き方改革に資するよう、これまでのコンテナ運搬用車両等を想定した基準に加え、自動車運搬用車両を対象とする新たな基準を設定

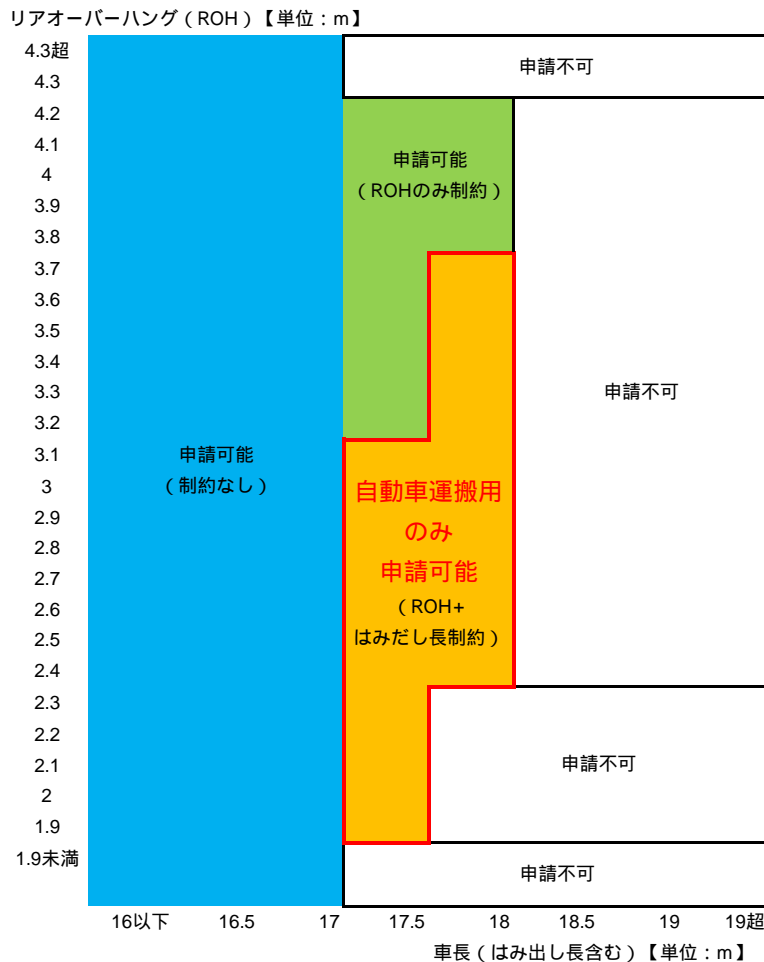
現行の規定	【新設】自動車運搬用車両の規定
 <p>連結全長18.0mまで</p> <p>※リアオーバーハングとは (後軸の旋回中心から車両後端まで)</p> <p>特例8車種のセミトレーラ連結車 17m 被けん引車のリアオーバーハングが 3.2mから3.8mまでの車両にあつては17.5m 3.8mから4.2mまでの車両にあつては18m</p> <p>※特例8車種 ①バン型、②タンク型、③幌枠型、④コンテナ用 ⑤自動車運搬用、⑥あおり型、⑦スタンション型、⑧船底型</p>	 <p>①はみ出した状態における車両長18.0m以下</p> <p>②リアオーバーハング 2.4m以上3.8m未滿は最大1.8m 1.9m以上2.4m未滿は最大17.5m</p> <p>③はみ出し長さ 1.0m以下</p> <p>積載物をはみ出して積載する場合にあつては、積載物のはみ出し長さが1.0m以内の場合、 リアオーバーハング(積載物含む)が 2.4m以上3.8m未滿の車両にあつては18m 1.9m以上2.4m未滿の車両にあつては17.5m</p>

平成31年1月29日より基準を緩和

2. 対象車両について(はみ出して運搬できる車両諸元)

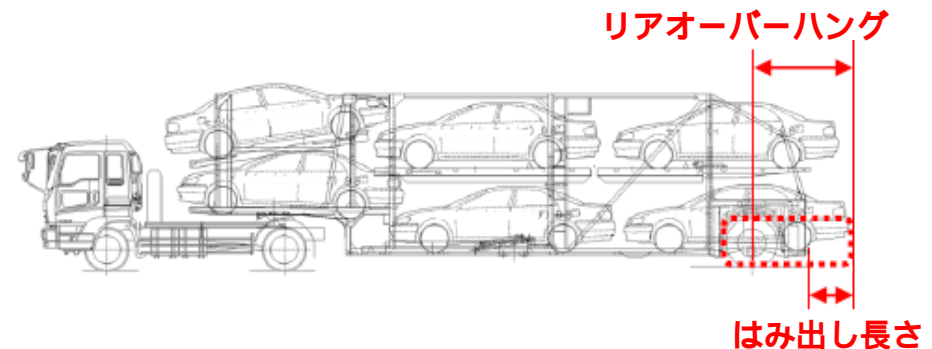
- 自動車運搬用セミトレーラ連結車の基準緩和が適用される車両諸元は次のとおりです。
- ・17.0m以下の車両では、最大1m車両後方にはみ出し可能 →はみ出し長含め18.0m
 - ・17.5m以下の車両では、最大0.5m車両後方にはみ出し可能 →同上

特例8車種の緩和対象範囲



<自動車運搬用セミトレーラ連結車の緩和対象>

- ・ **はみ出し長含む**長さ1701～1750cm
(リアオーバーハング190～319cm、はみ出し長100cm以下)
- ・ **はみ出し長含む**長さ1751～1800cm
(リアオーバーハング240～379cm、はみ出し長100cm以下)



- 参考：特例8車種の緩和対象
(自動車運搬用セミトレーラ連結車も対象)
- ・長さ1701～1750cm
(リアオーバーハング320～420cm)
 - ・長さ1751～1800cm
(リアオーバーハング380～420cm)

3. システム改修内容 (車両諸元入力)

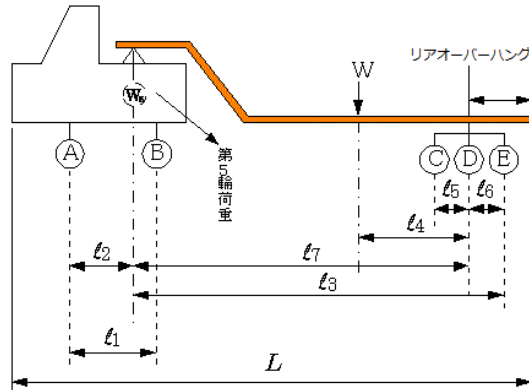
「車両情報入力」の車両諸元説明書入力画面(トレーラ)において、はみ出し長を入力できるように改良しました。 申請車種が、「一般セミトレーラ(自動車運搬用)」に限ります。
 ○トレーラの長さは、はみ出し長を含めた値(cm)で入力してください。

【車両情報入力 車両諸元説明書情報入力(トレーラ)】

車両諸元説明書情報入力(トレーラ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。
 車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

申請車種	一般セミトレーラ(自動車運搬用)
軸種	軸数:5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸



- ・リアオーバーハングは、車両長17m超18m以下のセミトレーラ連結車の車両長の制限の緩和対象車両
緩和対象車両:長さ1701~1750cm(リアオーバーハング320~420cm)
長さ1751~1800cm(リアオーバーハング380~420cm)
- ・入力するリアオーバーハングは、トレーラの旋回中心から車両後端までの寸法として下さい
- ・トラクタのけん引能力超過とならないよう、申請車両の第5輪荷重がトラクタの車検証第5輪荷重を超過しないように入力して下さい
※申請車両の第5輪荷重=(トレーラの車両総重量)-(トレーラの積載時軸重の合計)

「はみ出し長入力方法」ボタンをクリックすると、入力方法についてメッセージが表示されます。

はみだし長の入力について

はみだし長は、車両長17m超18m以下のセミトレーラ(自動車運搬用)の車両長の制限の緩和対象車両のみ入力が必要です。緩和対象となる車両諸元は以下の通りです。

長さ1701~1750cm(リアオーバーハング190~319cm+はみだし長100cm以下)
 長さ1751~1800cm(リアオーバーハング240~379cm+はみだし長100cm以下)

閉じる

整理番号	車名	型式	自重		幅(cm)	高さ(cm)	長さ(cm)	リアオーバーハング(cm)	はみだし長入力方法	
			トラック・トラクタ(t)	乗員(人)					トレーラ(t)	はみ出し長(cm)
1	東急	TC36H1C34			250	380	1250	240	100	25.00

はみ出し長の入力項目を追加(新規)
※型式毎に入力下さい

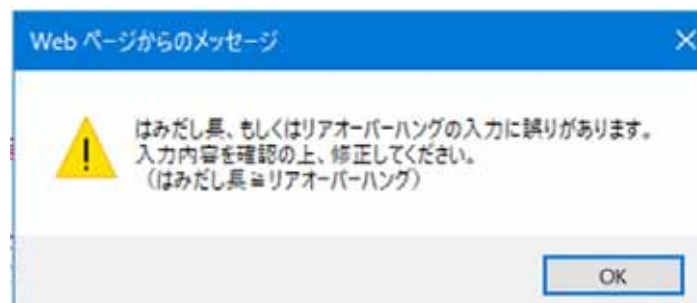
型式追加 型式削除 車両諸元参照

3. システム改修内容 (車両諸元・基準緩和チェック)

- はみ出し長が正しく入力されているか車両諸元の入力チェックが行われます。
- 「合成車両の表示」ボタンを押下すると、基準緩和の適用有無が判定されます。

車両諸元説明書情報の入力チェック

- はみ出し長が正しく入力されているかどうか、型式単位に入力チェックが行われます。
- 入力内容にエラーがある場合は、エラーメッセージのダイアログが表示されます。



No	ケース	メッセージ内容
1	はみ出し長 ≧リアオーバーハング	はみ出し長、もしくはリアオーバーハングの入力に誤りがあります。入力内容を確認の上、修正してください。 (はみだし長≧リアオーバーハング)
2	はみ出し長 ≧トレーラ長さ	はみ出し長の入力に誤りがあります。入力内容を確認の上、修正してください。 (はみだし長≧トレーラ長さ)

3. システム改修内容 (入力結果表示)

○ 入力したはみ出し長は、合成車両の表示(車両の諸元に関する説明書画面)または、申請書 / 算定結果帳票(車両の諸元に関する説明書帳票)に表示されます。

「車両の諸元に関する説明書」

車両の諸元に関する説明書

受付許可番号			
通行開始年月日	令和3年2月27日	通行終了年月日	令和7年2月26日
申請区分	新規	通行区分	往復
事業区分	区域	対象車両	
積載貨物品名	分類		
	品名		
車種区分	車両の種類	一般セミトレーラ(自動車運搬用)	
	軸種	軸数:5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸(トリプル軸有)	
新規開発車両の基本通行条件	高さ	該当せず	
	長さ	該当せず	
	重量	該当せず	
	車両台数	車両型式	代表車両番号
トラック・トラクタ	1台	KC-FS511TZ	あああ111あ2222
トレーラ	1台	TC36H1C34	試験99あ9999

はみ出し長の表示項目を追加(新規)
 ※型式毎に入力された中の最大値が表示されます。

総重量説明表

自重					積載物重量			合計
トラック自重	乗員(2人)	第1トレーラ自重	第2トレーラ自重	小計	前部	後部	小計	
5.39 t	0.11 t	14.50 t		20.00 t	22.60 t		22.60 t	42.60 t

車両諸元表

幅(B)	高さ(H)	長さ(L)	最大軸重	最速軸距	最小隣接軸距	リアオーバーハング	はみ出し長	最大軸重軸外輪中心間距離
250 cm	380 cm	1800 cm	9.55 t	1000 cm	150 cm	379 cm	100 cm	200 cm
各輪の軸間距離および荷重点等の距離								
11	12	13	14	15	16	17	18	
318 cm	175 cm	825 cm	175 cm	150 cm	150 cm	779 cm		
19	110	111	112	113	114	115		—

(2)

ダブル連結トラックの申請に関する改良

ダブル連結トラック(21Mを超えるバン型フルトレーラ連結車)
の車両を申請される方

1. 概要説明
2. システム化の範囲(運用変更)
3. システム改修内容

1. 概要説明

- 平成31年1月より運用しているダブル連結トラックの通行許可について、特殊車両オンライン申請システムでの申請(申請書作成)が可能となります。

ダブル連結トラックに関する特車許可基準の改正概要

- 実験結果を踏まえ、安全な通行等の観点から必要な条件を付した上で、特殊車両通行許可に関する長さの上限を21mから25mに緩和
- なお、今後の取組として、ダブル連結トラックの利用促進に向け、高速道路SA・PAでの優先駐車マスの整備や、物流事業者のニーズを踏まえた対象路線の拡充等を実施

①車両の長さの上限値の緩和

項目	改正内容
車両の長さ(フルトレーラ)	一定の条件※を満たす場合に限り25m(現行21m)

※ 新東名区間(海老名～豊田東)が主な経路とする車両で、ETC2.0を装着しているものであること

②通行に当たっての条件

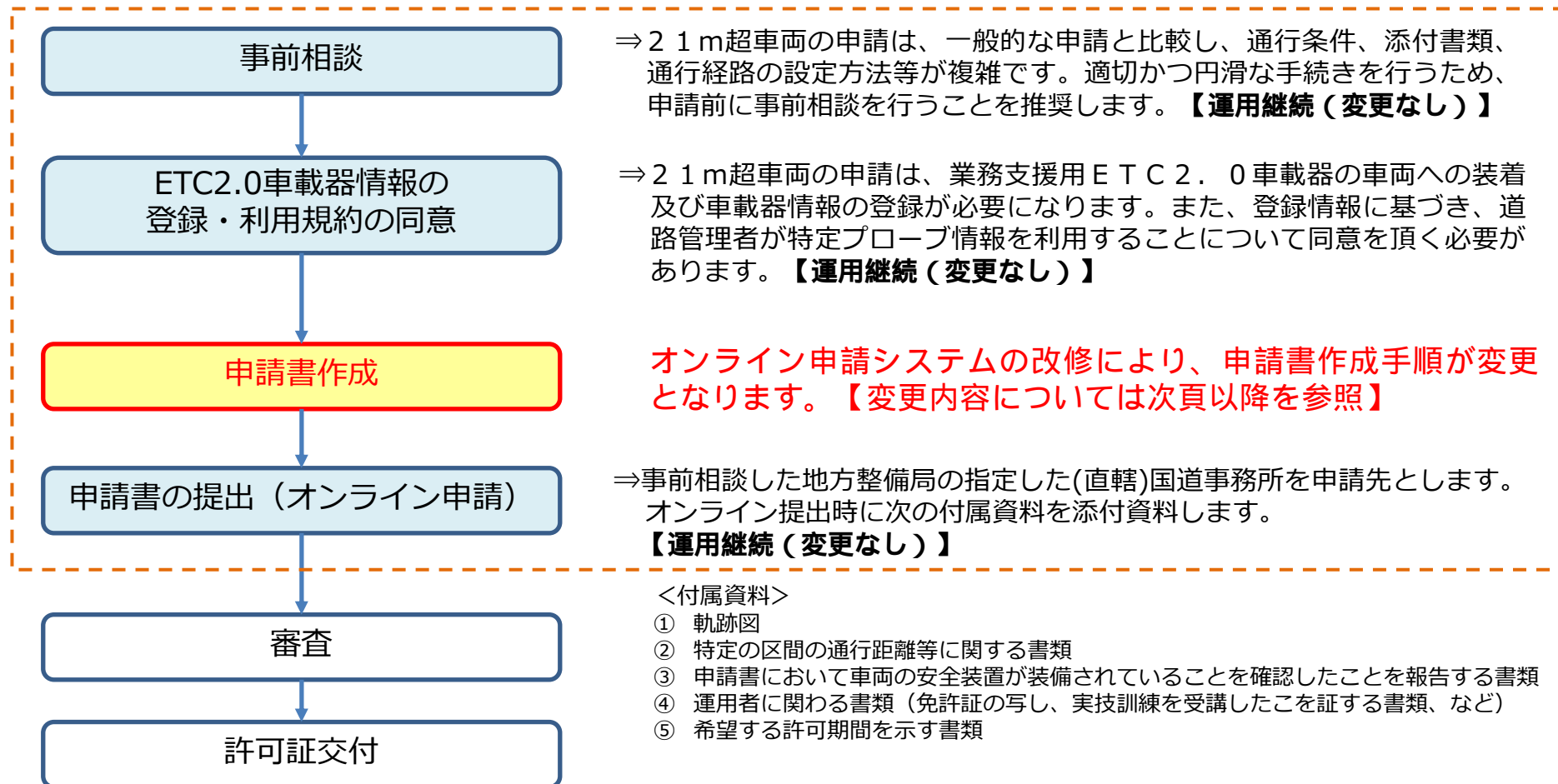
項目	内容
I 車両の技術要件	アンチロックブレーキシステム、車線逸脱警報装置などの車両安全技術に関する16装備(ETC2.0を含む)
II 運転者	①大型自動車免許5年以上保有及び牽引免許5年以上保有 ②直近5年以上の大型自動車運転業務への従事 ③2時間以上の訓練の受講 または、優良な運転手(最低12時間の訓練かつ直近3年無事故・無違反)に限り、大型免許3年以上、牽引免許1年以上、大型自動車運転業務の直近3年以上従事
III 積荷	危険物貨物、動物等は不可
IV その他	①追越、縦列走行の禁止 ②故障時等における板状及び点灯式の両方の機材の使用

2. システム化の範囲 (運用変更)

○ システム改修後は、申請書作成に関する方法が、これまでの運用から変更されます。

これまでの運用(詳細) : http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/shinsei_tejyun_20190808.pdf

【申請の流れ】



許可証の条件書に留意事項等が記載されます。

3. システム改修内容 (車種選択)

○ 申請車種は、「フルトレーラ(ダブル連結トラック)」の専用車種を選択してください。

申請書情報入力

申請車両
申請車種
 フルトレーラ(ダブル連結トラック) ▼

事業区分
 申請車両台数

申請経路
 申請経路数: 0

- トラック
- 建設機械類
- 一般セミトレーラ(バン型)
- 一般セミトレーラ(タンク型)
- 一般セミトレーラ(幌枠型)
- 一般セミトレーラ(コンテナ型)
- 一般セミトレーラ(自動車運搬用)
- 一般セミトレーラ(あおり型)
- 一般セミトレーラ(スタンション型)
- 一般セミトレーラ(船底型)
- 一般セミトレーラ(その他)
- 重セミ
- 海上コンテナ(8'6)
- 海上コンテナ(9'6)
- 海上コンテナ(その他)
- ポールトレーラ
- フルトレーラ(バン型)
- フルトレーラ(タンク型)
- フルトレーラ(幌枠型)
- フルトレーラ(コンテナ用)
- フルトレーラ(自動車運搬用)
- フルトレーラ(あおり型)
- フルトレーラ(スタンション型)
- フルトレーラ(船底型)
- フルトレーラ(ダブル連結トラック)**
- フルトレーラ(その他)
- ダブルス

積載貨物情報入力

申請・各種情報入力選択

申請情報を精次入力し、申請データを作成してください。
 申請情報はいつでも変更が可能です。
 申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力は、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンをクリックしてください。
 ・デジタル地図: デジタル地図による経路入力
 ・交差点番号: 交差点番号指定による経路入力
 ※以前テキスト入力した未収録道路については、道路情報の収録が拡大されたシステム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0007774585

申請書情報入力

積載貨物情報入力

車両情報入力

★ デジタル地図 ○ 交差点番号 経路情報入力

申請書作成予約登録

保存終了

積載貨物情報入力は
不要となります。

「フルトレーラ(ダブル連結トラック)」
をプルダウンの選択項目に追加

※これまでの「フルトレーラ(その他)」の
選択する暫定運用は廃止

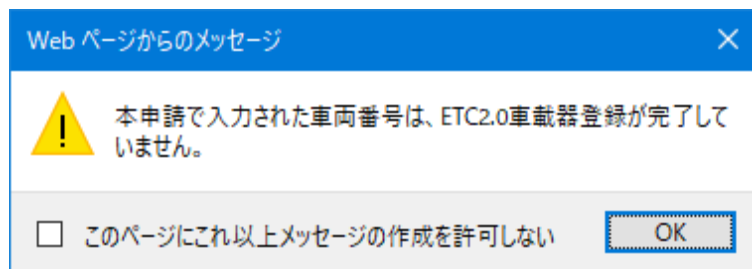
※また、通行期間は**最大2年間**で
選択することができます。

その他の項目の作成方法は、
一般的な車両の申請と同様です。

3. システム改修内容 (各種チェック)

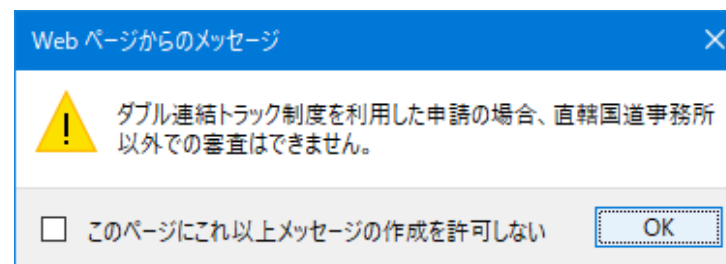
- 申請書作成予約登録ボタンを押下すると、【1】～【3】のチェックが行われます。チェック結果によって、注意喚起のダイアログを表示します。

【1】ETC2.0車載器情報の登録チェック



- 申請書作成時に、ETC2.0車載器登録済みでダブル連結トラックの利用制度を選択（チェックをON）している必要があります。

【2】提出先チェック



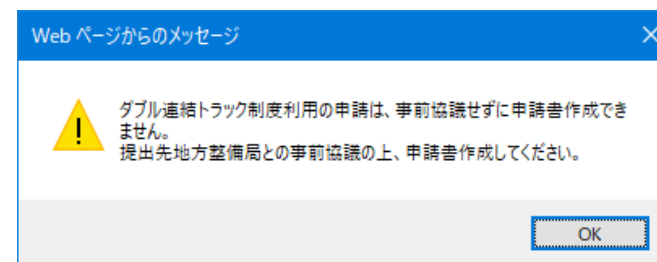
- 提出先窓口に「その他道路管理者」は提出先として選択できません。（地方整備局の直轄国道事務所を選択ください）

【3】事前協議チェック



- 地方整備局の直轄国道事務所に事前協議を実施しているかどうかの確認メッセージが表示されます。事前協議の有無を選択してください。

（事前協議していない場合）



- 事前協議していない場合は、申請書作成できません。（必ず事前相談を行ってください）

3. システム改修内容 (申請書作成予約状況一覧)

○ 申請書作成予約が完了すると、申請書作成予約状況一覧画面に、ダブル連結トラック申請である旨のメッセージが表示されます。

申請書作成予約状況一覧画面

申請番号	申請書作成予約 受付日時	作成状況	作成完了日時	メッセージ	操作
0018289344	令和03年03月01日 11時28分	作成完了	令和03年03月01日 11時38分	この申請はダブル連結トラック制度利用の申請です。 申請提出時に付属書類を添付してください。	申請書 ダウンロード 申請データ 提出 算定結果 ダウンロード
0018289342	令和03年03月01日 11時24分	作成完了	令和03年03月01日 11時35分	ETC2.0の登録及び違反履歴の確認の結果、許可期間延長申請が可能です。 許可期間延長申請のため、申請時に「Gマーク認定書の写し」を添付してください。 この申請はダブル連結トラック制度利用の申請です。 申請提出時に付属書類を添付してください。	申請書 ダウンロード 申請データ 提出 算定結果 ダウンロード

(メッセージ例)

メッセージ

この申請はダブル連結トラック制度利用の申請です。
申請提出時に付属書類を添付してください。

ダブル連結トラック申請である旨を示すメッセージを表示

ETC2.0の登録及び違反履歴の確認の結果、許可期間延長申請が可能です。
許可期間延長申請のため、申請時に「Gマーク認定書の写し」を添付してください。

許可期間延長との併用が可能です。
(その場合、通行期間は最大4年間)

この申請はダブル連結トラック制度利用の申請です。
申請提出時に付属書類を添付してください。

(3)

同一型式のトレーラ追加に関する改良

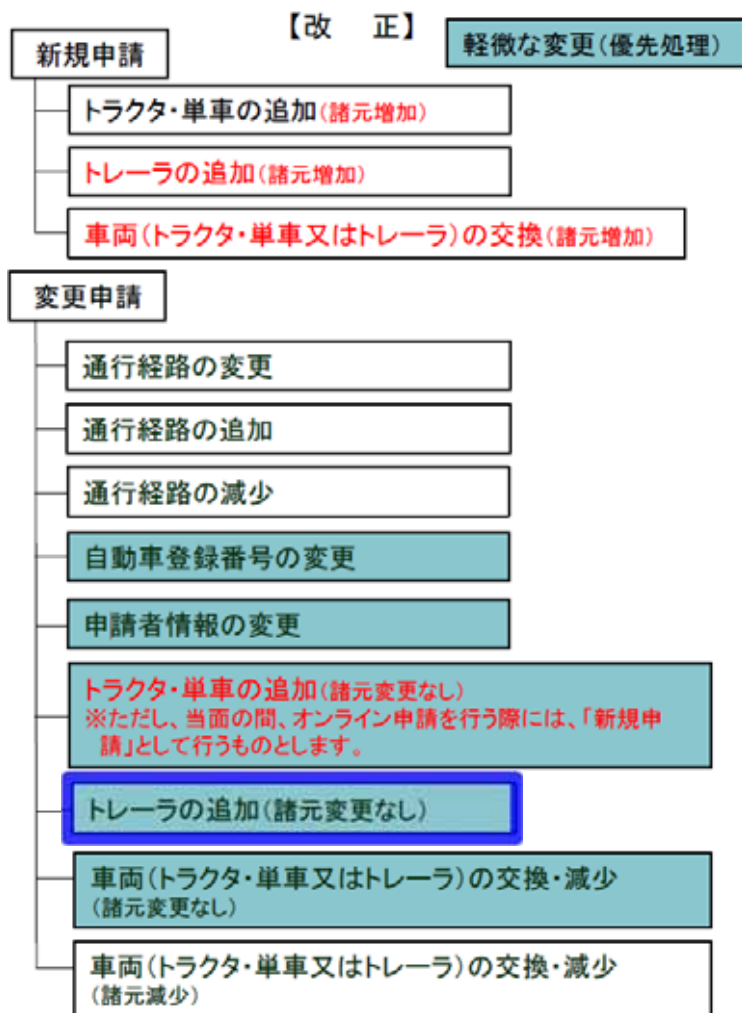
「軽微な変更申請(同一型式のトレーラの台数の追加)」を行う方

1. 概要説明
2. 運用変更(既存許可へのトレーラ追加の手続き)
3. 運用時における留意点

1. 概要説明

- 「軽微な変更申請(改正後の優先審査処理)」のうち、一定の内容のもの(トレーラの台数の追加)について、特殊車両通行許可申請が簡略化されます。

「軽微な変更申請」について：<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/release20190708j-ks.pdf>



(注)

- 1) 既に許可を受けた通行経路について、新たに単車・トラクタ・トレーラの台数を追加しようとする申請で、追加後の車両諸元(合成値)が既存の許可値と同一であるものについては、「変更申請」に分類されます。
- 2) 既に許可を受けた通行経路について、新たに単車・トラクタ・トレーラの台数を追加しようとする申請で、追加後の車両諸元(合成値)が既存の許可値を超えるもの(道路に与える影響が最大となるもの)については、「新規申請」に分類されます。

【今回の対象範囲(トレーラの追加)】

オンライン申請システムにおける申請書作成が**不要**となります。
電話等で連絡(申請データの提出不要)のみで、変更申請手続きを行うことができます。

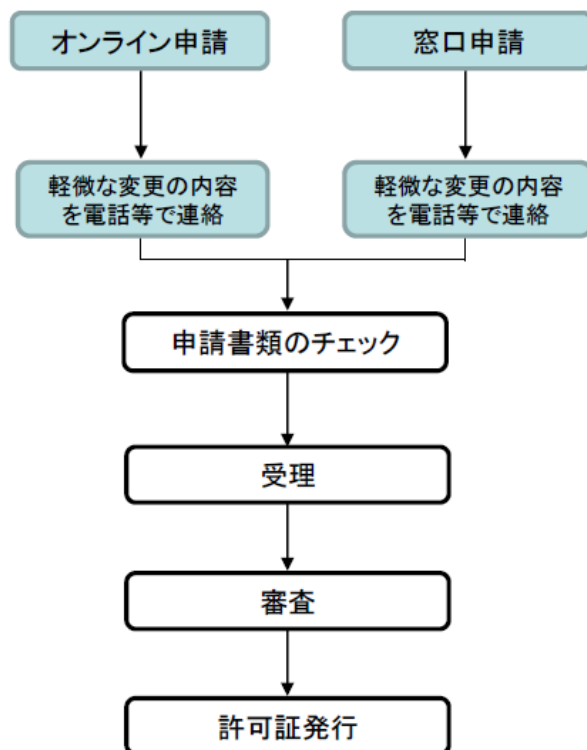
2. 運用変更（既存許可へのトレーラ追加の手続き）

- 同一型式のトレーラ追加はオンライン申請/窓口申請が不要となります。
 既に許可を受けた許可証に記載された道路管理者（窓口事務所）へ連絡を行ってください。
 道路管理者には、以下の情報を伝達してください。
- 変更（トレーラ追加）する許可番号、追加するトレーラの軸種、型式、車両番号

優先処理の対象となる申請の手続きの流れ

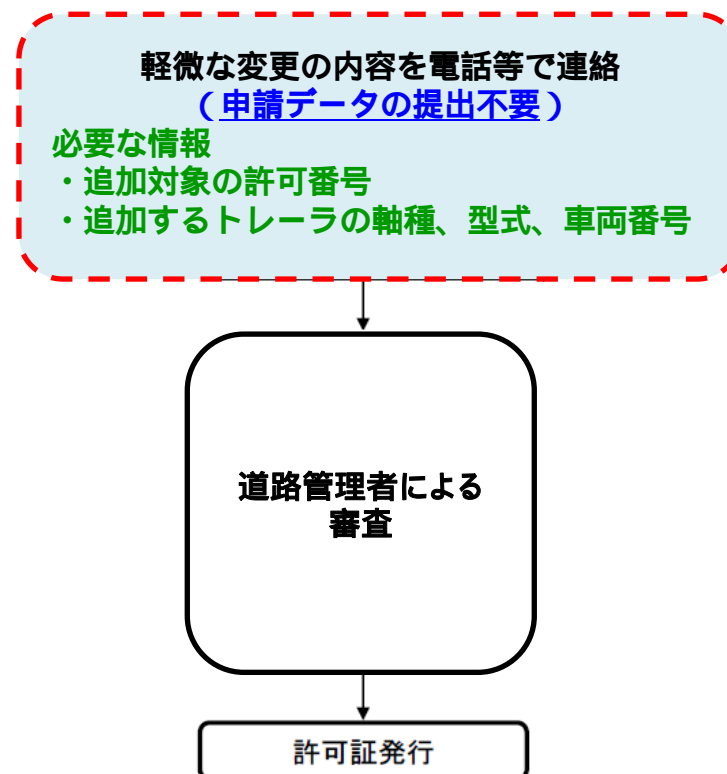
< 軽微な変更申請（通常時） >

特殊車両通行許可申請手続



< 同一型式のトレーラを追加する場合 >

特殊車両通行許可申請手続



※「車両の追加、交換等」で既許可値を超えるものは「新規申請」として申請してください。

3. 運用時における留意点

既存の許可に車両(トレーラ)を追加する申請を行う場合の留意点

既に許可を受けた通行経路について、新たに同一車種の車両(トレーラのみ)の台数を追加しようとする申請で、追加後の車両諸元(合成値)が既存の許可値と同一である「軽微な変更申請」に限ります。

上記の変更手続きの運用にあたっては、以下の点に留意願います。

- 1) 道路管理者より追加したトレーラの車両番号が記載された許可証(車両内訳書)を、受け取る必要があります。(また、トレーラ台数は、既に許可を受けた車両の台数に、新たに追加した台数を加えたものとなります。)
- 2) 追加するトレーラの車両諸元の値が、既に許可を受けた許可証に記載された車両諸元(軸種、型式、合成値)と同一であることを確認してください。
なお、追加できるトレーラは車検証登録済みの車両である必要があります。
- 3) トレーラの台数追加以外の内容(軸種、経路、車両交換、有効期間の終了日など)は、従来どおりの方法で申請してください。
- 4) 変更する許可証に記載された道路管理者(窓口事務所)以外では、変更手続きを行えません。
- 5) 申し出(電話等)先の国道事務所より、補足資料の提出要請があった場合には、その要請に従ってください。
- 6) 既に許可を受けた許可証の有効期限(通行終了年月日)を超える場合は、軽微な変更申請とはなりません。

(4)

分離道路單車線の算定要領に関する改良

特殊車両通行許可基準(車両幅)の改定に伴うシステム化対応
(片側1車線の分離道路を通行経路に含む申請の方)

1. 概要説明
2. システム改修内容
3. 運用時における留意点

【参考】これまでの運用(2021/3/29以前の申請)

1. 概要説明

片側1車線の分離道路の構造を通行する場合、同じ車道幅員の非分離道路と同等の通行条件となるよう基準が改正されました。(平成31年1月29日付)

特殊車両通行許可限度算定要領の改訂(国道車第43号,国道企第64号)

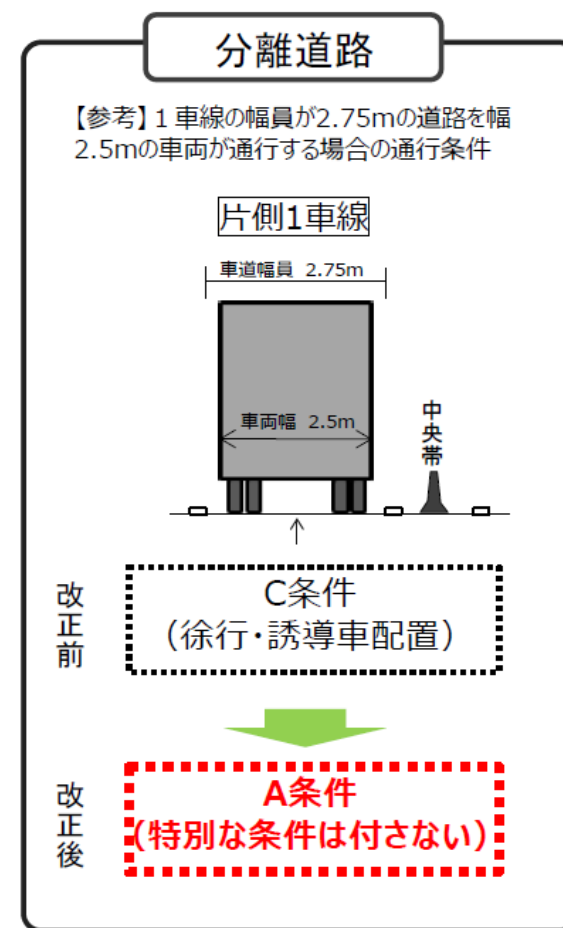
この改正に伴うシステムの改修が完了しましたので、お知らせいたします。

■改正内容

通行条件	許可車両の幅の限度		
	分離道路		非分離道路
	現行(片側2車線)	新設(片側1車線)	
A	車道幅員-3.0m	車道幅員-0.25m	$\frac{\text{車道幅員}-0.5\text{m}}{2}$
B	車道幅員-1.0m	—	$\frac{\text{車道幅員}}{2}$
C	車道幅員	車道幅員	車道幅員

基準改正は次の障害区分に適用されます。

- ・狭小幅員
- ・曲線障害
- ・上空障害



2. システム改修内容

今回の基準改正により、片側1車線の分離道路において、A条件となる車両幅(最大)以下の車両を通行させる場合には、A条件での通行が可能となります。
 システム改修後では、車両諸元に応じた改正後の算定基準で通行条件が判別され、算定結果帳票及び許可証の「C・D条件箇所一覧」に自動で反映されます。

片側1車線の分離道路を通行経路とする申請(例)

<改修前>

C・D条件及び個別審査箇所一覧

枚数順番号	1
-------	---

受付許可番号: 軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 (S1.1-3)

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考
1	No1	No1	

障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称 (交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名	～	目的地側交差点	交差点地先名
狭小幅員	C	北海道開発局 函館開発建設部	一般国道 229号線	花磯鮎の岬トンネル	往復	-	#6340100004 車道幅員-2.25m	鮎川194	～	緑町#6240710011	緑町125-1
曲線	C	北海道開発局 函館開発建設部	一般国道 229号線	元和112	往復	-	#6340100004 申請車両の占有幅-3.44m 車道幅員-3.00m	鮎川194	～	緑町#6240710011	緑町125-1

<改修後>

C・D条件及び個別審査箇所一覧

枚数順番号	1
-------	---

受付許可番号: 軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 (S1.1-3)

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考
1	No1	No1	

障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称 (交差点又は構造物)	出発地側交	交差点地先名
曲線	C	北海道開発局 函館開発建設部	一般国道 229号線	元和112	往復	-	#6340100004 申請車両の占有幅	緑町125-1

『車両の諸元に関する説明書』の「車両諸元表の車両幅」≤「A条件となる車両幅(最大)」であれば、
 ⇒ 狭小幅員障害は A条件 (緩和適用)

軸種	狭小幅員	上空障害	曲線障害	交差点	橋梁	高速道路	通行不可
S1.1-3	A	B	C	A	D	A	無し

3. 運用時における留意点

改正後の特殊車両通行許可基準(車両幅)のシステム改修後の留意点

経路情報入力(デジタル地図)における通行条件表示には、対応していません。
ただし、許可証、申請支援システム及び簡易算定システムの算定結果帳票に改正後の基準が反映されます。

運用時にあたっては、以下の点に留意願います。

- 1) システムの改修前までの既に許可証発行済の通行経路においては、引き続き、許可証の「C・D条件箇所一覧」にC条件として記載される区間に対して、「1車線分離道路リスト」による読み替えが必要となります。
2021/3/29以降の申請については、システムで自動判定が適用されるため、「1車線分離道路リスト」による読み替えは不要となります。
- 2) 上空障害においては、車両の余裕幅による「申請車両の占有幅」のみに適用されます。
上空障害の高さについては、従来通りの算定基準が適用されます。

【参考】システム改修前までの運用 (2021/3/29以降の申請からは不要)

通行条件の確認方法(狭小)

- 許可証に添付される『C・D条件箇所一覧』において、「障害種別」が**狭小幅員**としてC条件が出ている場合(①)
- 記載されている「出発地交差点」、「目的地交差点」、「往復区分」(②)を用いて、
- 『1車線分離道路リスト』から「A条件となる車両幅(最大)」を確認(③)
- 『車両の諸元に関する説明書』の「車両諸元表」の「幅」 \leq ③であればA条件

■許可証(C・D条件箇所一覧)

受付許可番号: _____ 軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーフ後3軸 (SL1-F)

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考
1	算定用 ①	算定用 ②	②

障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称(交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名	目的地側交差点	交差点地先名
狭小幅員	C	中部地方整備局 静岡国道事務所	一般国道1号線 複線(2)	清水区蒲原	往	-	高浜インター#5238540024	清水区蒲原	#5238540128	清水区蒲原
未収録道路	寸法:C 重量:D	大和市	試験路線02	-	-	-	試験交差点	-	若松二丁目#5339231875	-

注: 「未収録道路 寸法:C」の場合は個別に審査をした結果によるものであり、条件は変更になりません。(「1車線分離道路リスト」には掲載されておりません。)

■1車線分離道路リスト(特車PRサイトに掲載)

交差点番号と往復区分を活用し、検索

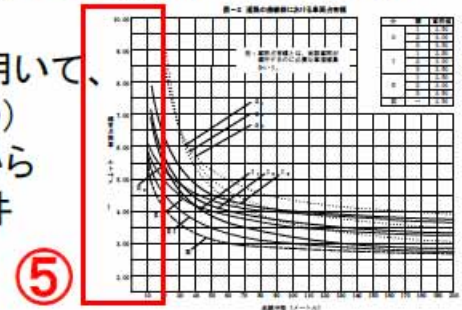
出発地側交差点	出発地側交差点地先名	目的地側交差点	目的地側交差点地先名	障害種別	地先名	※障害種別が「曲線」のときは車両占有幅				曲率半径
						往路	復路		曲率半径	
						車道幅員	A条件となる車両幅(最大)	車道幅員	A条件となる車両幅(最大)	
5239720442	神奈川県二宮町二宮	5239720421	神奈川県二宮町二宮	曲線	二宮	4.00	3.75	4.00	3.75	50
5238540024	静岡県静岡市清水区蒲原	5238540130	静岡県静岡市清水区蒲原	狭小	清水区蒲原	3.15	2.90	3.20	2.95	
5238540024	静岡県静岡市清水区蒲原	5238540128	静岡県静岡市清水区蒲原	狭小	清水区蒲原	3.10	2.85	3.10	2.85	

該当区間のA条件となる車両幅を確認 ③

【参考】システム改修前までの運用 (2021/3/29以降の申請からは不要)

通行条件の確認方法(曲線)

- 許可証に添付される『C・D条件箇所一覧』において、「障害種別」が曲線としてC条件が出ている場合(①)
- 記載されている「出発地交差点」、「目的地交差点」、「往復区分」(②)を用いて、
- 『1車線分離道路リスト』から「A条件となる車両占有幅(最大)」を確認(③)
- 『図2道路の曲線部における車両の占有幅』より、曲線半径(④)と分類から車両占有幅を算出(⑤)し、「申請車両の占有幅」(⑤) ≤ ③であればA条件



■許可証(C・D条件箇所一覧)

受付許可番号: 軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 (S1.1-3)

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考
2	算定用 ①	算定用 ②	②
障害種別	条件	道路管理者	路線名称
曲線	C	関東地方整備局 横浜国道事務所	一般国道1号線 複線(4)
往復区分	往	出発地側交差点	二宮#5239720442
		交差点地先名	二宮
		目的地側交差点	西酒二宮インター#5239720421
		交差点地先名	二宮
未収録道路	寸法: C 重量: D	大和市	試験路線02
			出発地側交差点
			目的地側交差点
			車高幅: 2.1m 21時~6時に通行のこと

注: 「未収録道路 寸法:C」の場合は個別に審査をした結果によるものであり、条件は変更になりません。(「1車線分離道路リスト」には掲載されておりません。)

■1車線分離道路リスト(特車PRサイトに掲載)

交差点番号と往復区分を活用し、検索

※障害種別が「曲線」のときは車両占有幅

出発地側交差点	出発地側交差点地先名	目的地側交差点	目的地側交差点地先名	障害種別	地先名	往路			復路			曲率半径
						車道幅員	A条件となる車両占有幅(最大)	車道幅員	A条件となる車両占有幅(最大)	車道幅員	A条件となる車両占有幅(最大)	
5239720442	神奈川県二宮町二宮	5239720421	神奈川県二宮町二宮	曲線	二宮	4.00	3.75	4.00	3.75	50		
5238540024	静岡県静岡市清水区蒲原	5238540130	静岡県静岡市清水区蒲原	狭小	清水区蒲原	15	2.90	3.20	2.95			
5238540024	静岡県静岡市清水区蒲原	5238540128	静岡県静岡市清水区蒲原					2.85	3.10	2.85		

該当区間のA条件となる車両占有幅を確認

(5)

許可書更新時の変更可能項目に関する改良

更新申請を行う際に、車両の減少または経路の削除を行う方

1. 概要説明
2. システム改修内容
3. システム操作手順

1. 概要説明

更新申請において、車両の減少(車両番号の削除)及び経路の減少(経路の削除)が特殊車両オンライン申請システムで可能となります。
改修後は、更新申請とは別に変更申請を提出する必要がなくなります。

< 現行 >

申請書入力(更新)

更新する申請の内容は次のとおりです。内容を確認してください。
内容がよろしければ、申請日、通行開始日、通行終了日、申請担当者、データ作成者を入力して登録ボタンをクリックして下さい。
「更新登録」の場合には以下の項目は変更できません。

- ・積載貨物情報
- ・車両情報
- ・経路情報

上記項目を変更する場合には再度ログインを行い、申請種類を「変更申請」または「新規申請(参照入力)」としてください。

申請日 年 月 日

通行開始日 令和3年12月3日 通行終了日 年 月 日

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力。申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。

- ・デジタル地図：デジタル地図による経路入力
- ・交差点番号：交差点番号指定による経路入力

※以前テキスト入力した未収録道路について：道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号：0019612148

申請書情報入力

積載貨物情報入力

車両情報入力

デジタル地図 交差点番号

申請書作成予約登録

現在は、更新申請の場合、
・積載貨物情報
・車両情報
・経路情報
は変更できません。
(通行期間のみ可)

< 変更後 >

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力。申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。

- ・デジタル地図：デジタル地図による経路入力
- ・交差点番号：交差点番号指定による経路入力

※以前テキスト入力した未収録道路について：道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号：0019612148

申請書情報入力

積載貨物情報入力

車両情報入力

デジタル地図 交差点番号

申請書作成予約登録

変更後は、更新申請時に、
・車両情報 (車両削除)
・経路情報 (経路削除)
は変更可能となります。

2. システム改修内容

更新申請時に、車両情報入力、経路情報入力の編集ボタンが有効となります。
 車両情報入力は、「軸種削除」、「型式削除」、「車両番号削除」のみが可能となります。
 経路情報入力は、通行経路単位に、「経路削除」のみが可能となります。

申請・各種情報入力選択

申請情報入力

経路情報入力

車両情報入力

デジタル地図 交通点番号 経路情報入力

申請・各種情報入力選択

申請情報入力

経路情報入力

車両情報入力

デジタル地図 **交通点番号** **経路情報入力**

車両内訳入力画面

登録されている車両は以下の通りです。

新規に車両番号を追加する場合は、「車両番号追加」ボタンを押して下さい。
 車両番号を削除する場合は、「車両番号削除」ボタンを押して下さい。

整理番号	車名	型式
1	三菱	KC-FS511TZ

車両番号整理番号	車両番号				
<input type="radio"/>	1	日本橋	110	あ	1111
<input type="radio"/>	2	日本橋	110	あ	2222
<input type="radio"/>	3	日本橋	110	あ	3333
<input type="radio"/>	4	日本橋	110	あ	4444
<input checked="" type="radio"/>	5	日本橋	110	あ	5555

車両番号追加 **車両番号削除**

車両内訳一覧画面へ戻る

各種入力において、「軸種削除」「型式削除」「車両番号削除」のボタンが活性化されます。

経路一覧

続けて経路を入力する時は「次経路入力」ボタンを押してください。
 作成した経路をコピーする時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路コピー」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
 作成した経路を変更する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路変更」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
 作成した経路を削除する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路削除」ボタンを押してください。(複数経路選択可能)
 全ての経路を登録する時は「登録」ボタンを押してください。

経路番号	出発地住所	目的地住所	選択区分
1	出発地1	目的地1	<input type="checkbox"/>
2	出発地2	目的地2	<input type="checkbox"/>
3	出発地3	目的地3	<input type="checkbox"/>
4	出発地4	目的地4	<input type="checkbox"/>
5	出発地5	目的地5	<input type="checkbox"/>
6	出発地6	目的地6	<input type="checkbox"/>

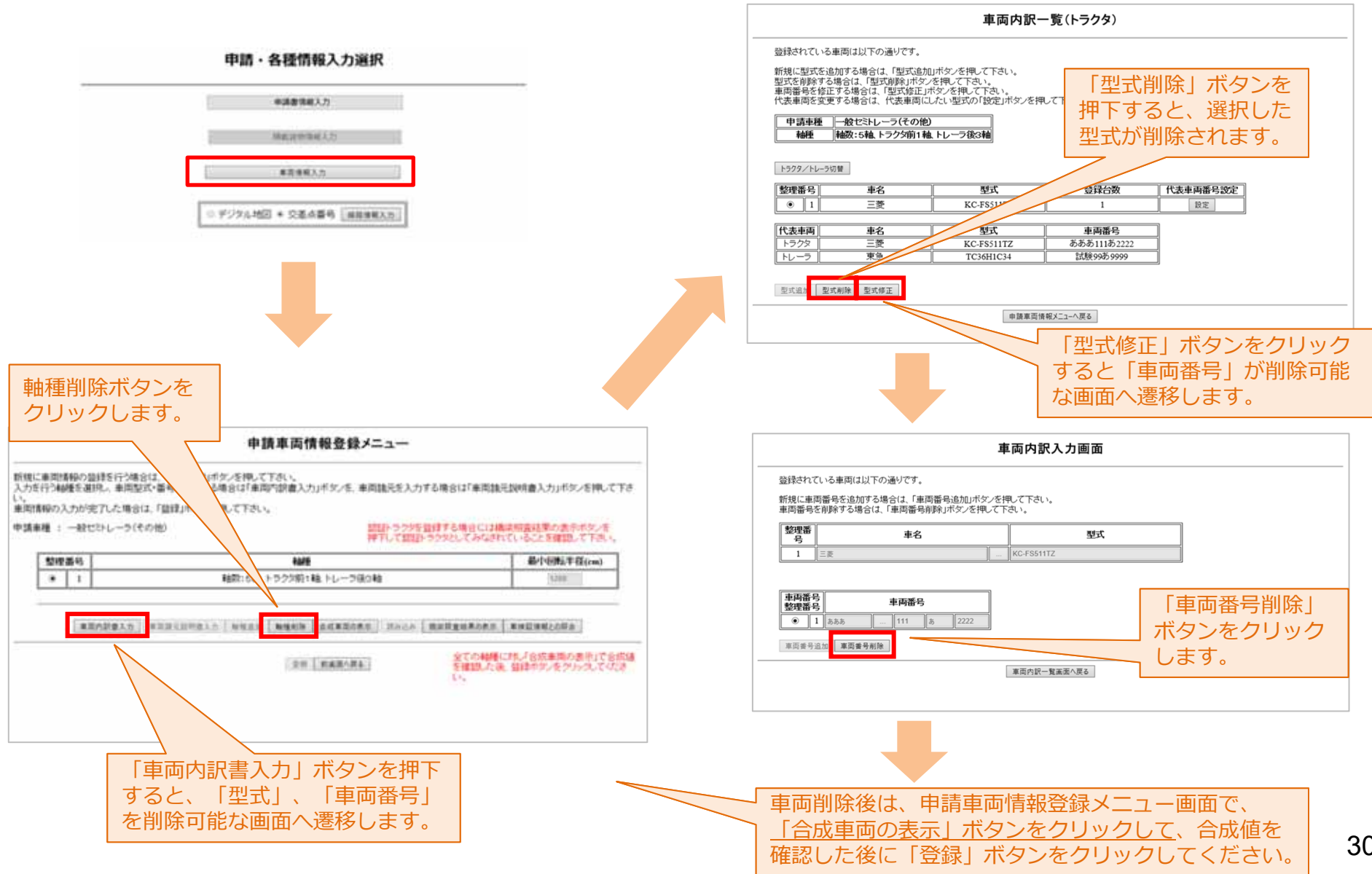
次経路入力 経路コピー 経路変更 **経路削除** 読み込み 登録 前画面へ戻る

経路内に不連続区間のある経路は経路変更で編集してください。(従来通りの運用)

編集可能なボタンが活性化されます。

3. システム操作手順 (車両削除)

更新申請時の車両削除に係わるシステム操作手順



3. システム操作手順 (経路削除)

更新申請時の削除削除に係わるシステム操作手順

申請・各種情報入力選択

申請情報入力

経路情報入力

経路情報入力

デジタル地図

交差点番号 経路情報入力

交差点番号にチェックを入れて、「経路情報入力」ボタンをクリックします。

デジタル地図ではなく、[交差点番号にチェック](#)を入れてください。

経路一覧

続けて経路を入力する時は「次経路入力」ボタンを押してください。
 作成した経路をコピーする時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路コピー」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
 作成した経路を変更する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路変更」ボタンを押してください。(複数経路選択不可)
 作成した経路を削除する時は当該経路番号の選択区分を選択し、「経路削除」ボタンを押してください。(複数経路選択可能)
 全ての経路を登録する時は「登録」ボタンを押してください。

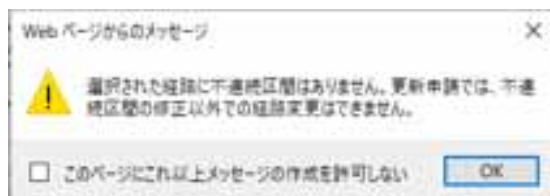
経路番号	出発地住所	目的地住所	選択区分
1	ABC1	XYZ1	<input type="checkbox"/>

次経路入力 経路コピー **経路変更** **経路削除** 読み込み 登録 前画面へ戻る

更新時に既存経路内に不連続区間がある場合には、「経路変更」ボタンをクリックして、不連続修正を行います。

削除する経路にチェックを入れて、「経路削除」ボタンをクリックします。

経路内に不連続区間がない場合は以下のメッセージが表示されます。



(6)

未収録道路の経路情報入力機能に関する改良

デジタル地図での未収録道路の入力におけるシステム化対応
(経路情報入力時に未収録道路の路線情報入力を行う方)

1. 概要説明
2. システム操作手順

1. 概要説明

経路情報入力において、「出発地・目的地から特車交差点までの未収録道路(ラストワンマイル)」の入力は、これまでは交差点番号入力のみ対応していたため、デジタル地図入力の場合は、入力モードを切り替える必要がありました。
改修後は、デジタル道路地図でも、未収録道路入力が行えるようになります。

< 交差点番号入力モード >

交差点番号入力

出発地住所 検索
出発地から先頭特車交差点までの路線

目的地住所 検索
最終特車交差点から目的地までの路線

片道往復区分 片道 往復

未収録道路入力画面

出発地から特車交差点までの指定

出発地住所

No.	交差点名称	路線名称
1	(出発地)	国道〇〇線
2	橋梁ア丁路	国道〇〇線
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

交差点名称および路線名称は必須入力です。「半角スペース」等は入力しないでください。

登録 前画面に戻る

< デジタル地図入力モード >



特車交差点までの未収録路線の情報入力が、**デジタル地図でも可能**となります。

- ・ 出発地から特車交差点を指定 (追加)
- ・ 目的地から特車交差点を指定 (追加)

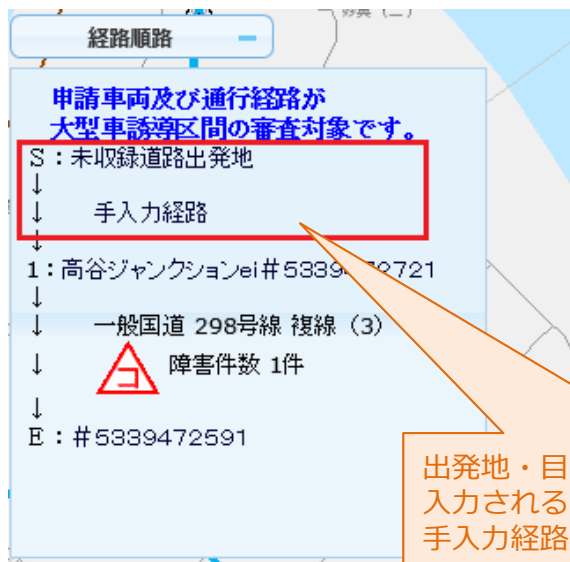
2. システム操作手順

デジタル地図での出発地・目的地付近の未収録道路の入力手順



「出発地／目的地から特車交差点を指定」ボタンをクリックすると、未収録路線入力画面に遷移します。

交差点番号入力モードとの互換性は取れます。



出発地・目的地付近の未収録道路が入力されると、「経路順路」欄に手入力経路に路線名称が表示されます。



特車交差点までの交差点名称、路線名称を入力し、「登録」ボタンをクリックします。